

平成 22 年 「秋の火災予防運動」

『「消したかな」
あなたを守る合言葉』

(全国統一標語)



この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

【実施期間】

11月9日(火)から11月15日(月)までの1週間

【重点目標】

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

【主な行事】

- ① 事業等の自衛消防訓練
- ② 事業所等へ査察

※大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

● 命を守る7つのポイント ●

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- 寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防本部 予防課 ☎965-2122

11月は『労働保険適用促進強化期間』です。未手続の事業主はお早めに加入手続きを！

企業立地雇用推進課

☎965-55611

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならぬ政府管掌の保険です。

◆労災保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必

要な保険給付を行い、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、職業訓練等により求職活動を容易にし、労働者の職業の安定を図る制度です。

今年度より適用対象となる労働者の範囲が拡大されています。

労働保険の加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、お早めに手続きをください。なお、沖縄労働局において

は再三の加入指導に応じない場合は、職権による加入手続きを進めることとしています。

《未手続事業に対する費用徴収制度について》

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険の成立手続きを行わない期間中に労働災害が生じた場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部又は全部を徴収することとなっています。

募集

2011年版沖縄県民手帳の購入申し込みについて

企画課

☎973-50005

詳しくは沖縄労働局保険徴収室または最寄りの労働基準監督署が公共職業安定所へお問い合わせください。

◆沖縄労働局労働保険徴収室

☎868-4038

企画課では、「2011年版沖縄県民手帳」(沖縄県統計協会発行)の購入申し込みを受け付けています。資料編として沖縄県の概要や市町村一覧等、また日常生活に役立つ資料等も収録されています。

【価格】

大型判(9cm×14cm) 700円
小型判(7cm×11cm) 400円

【申込先】企画課(本庁3階)

【販売時期】11月下旬予定